

令和7年度 石川県会計年度任用職員の募集案内（週29時間未満）

石川県統計情報室

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2によって定められる一般職の地方公務員で、非常勤の職員です。

1 募集区分、勤務場所、主な職務内容及び採用予定数

区分	勤務場所	主な職務内容	採用予定数
短時間 非常勤職員	石川県庁本庁舎 12階 (金沢市鞍月)	統計調査業務などにかかる事務補助 (文書の整理・收受・配付、データ入力・ 集計、統計資料作成など。エクセル、ワ ードの操作業務あり。)	2名程度

上記以外の県の会計年度任用職員の募集については、県のホームページ又はハローワーク等でご確認ください。別の募集との併願は可能です。

2 勤務条件等

項目	内容
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
勤務時間	原則として月に21日勤務。1日の勤務時間は、5時間45分（8時30分から15時15分まで（休憩時間は12時から13時まで））
休日等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
報酬等	報酬時間額 1,129円 ※その他、期末手当（R7年度6月期：0.375月、R7年度12月期：1.25月）、 勤勉手当（R7年度6月期：0.3015月、R7年度12月期：1.05月）、地域手当 3%相当額、通勤手当相当額が支給されます。 ※報酬月額や期末手当等は条例改正等により変更される場合あり
休暇	年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇 等
社会保険等	地方公務員共済組合、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。公務上又は通勤による災害についての補償制度があります。
服 務	地方公務員法上の各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。 (例) 法律及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務 等 採用後1か月間は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式に短時間非常勤職員として採用されます。

3 応募資格

次のいずれにも該当しないこと（地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- (2) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 応募方法

・ハローワークで受付した後、応募申請書を添付し、次の宛先にメールでお送りください。

応募申請書の様式は以下からダウンロードしてください。(石川県行政経営課 HP)

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gyoukaku/index.html>

(メール送付先) 石川県統計情報室

Mail: keisang@pref.ishikawa.lg.jp (@は半角に変換してください)

※メール件名に「石川県会計年度任用職員希望(お名前)」を明記

※メール本文に、ハローワークの受付済みであることと、6(2)の面接可能日を記載

- ・応募申込書のメールを受け取った後、県から受領をお知らせするメールをお送りします。県からのメールが届かない場合は、必ず下記「問い合わせ先」へお問い合わせください。

5 応募期間

令和7年1月15日(水曜日)から令和7年1月27日(月)24:00まで※

※多数の応募がある場合、期間内に募集を終了することがあります。HPで確認してください。

6 選考試験

(1) 選考方法

応募申込書をもとに面接試験を行います。

(2) 面接日

令和7年1月31日(金曜日)または2月3日(月曜日)

・上記の日のうち、可能な日をメール本文にご記入ください。

どちらでも可能な場合はその旨ご記入ください。

・調整のうえ、面接日時及び会場は令和7年1月29日中にメールでご連絡します。

(3) 内定

選考試験の結果については、面接後概ね1週間以内にメールでご連絡します。

7 その他

- ・マイカー通勤は可能ですが駐車場はありません。
- ・提出された書類は一切返却しません。
- ・提出書類及び選考試験時に取得した個人情報、採用事務以外の目的には一切使用しません。

<問い合わせ先・応募先>
石川県金沢市鞍月1-1
石川県統計情報室(県庁12階)
TEL 076-225-1342
MAIL keisang@pref.ishikawa.lg.jp
(@は半角にしてください)
担当 会計年度任用職員募集担当